

一般社団法人日本外科学会委員会規則（定款施行細則第4号）

第1条 この規則は、この法人（以下、本会と略記）が設置する委員会について適用する。ただし、本会役員・代議員等選任規則（定款施行細則第3号）及び本会外科専門医制度規則（定款施行細則第8号）によって設置される委員会のうち、専門医制度委員会を除く他の委員会には適用しない。

第2条 本会に、本会の事業を円滑に遂行するため、委員会を設置することができる。

第3条 委員会の設置及び廃止は、理事会の決議によって行う。

第4条 委員会の委員長及び委員は、委員会内規に別に定められた場合を除き、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。ただし、監事である者は、規則で定められた場合を除き、委員長及び委員に委嘱することができない。

第5条 委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

2 前項にかかわらず、理事長は、委員長及び委員を交代又は増員することができる。ただし、交代又は

増員された委員長及び委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第6条 委員会は、この規則に定められたことのほかは、理事会の決議によって決定された委員会内規にしたがって運営する。

2 委員会内規は、理事会の決議によって変更することができる。

第7条 この規則は、理事会及び社員総会の決議によって変更することができる。

第8条 この規則は、理事会及び社員総会の決議によって廃止することができる。

附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。